

岩見沢市立総合病院 院内保育園運営管理業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、岩見沢市立総合病院院内保育園運営管理事業者（以下「事業者」という。）が行う業務の内容及び履行方法について規定することを目的とする。

2 委託期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（60ヶ月）

3 保育所の場所と概要

- (1) 設置場所 岩見沢市9条西7丁目1-3
- (2) 施設の名称 岩見沢市立総合病院院内保育園
- (3) 開設日 平成27年2月1日
- (4) 施設構造 木造1階平屋建て
- (5) 延床面積 約201㎡（別紙3「院内保育園平面図」参照）

4 保育内容等

- (1) 入所定員 35名
- (2) 岩見沢市立病院に勤務する職員（事務職除く）の子であって、0歳（生後8週間以降）から6歳未満（小学校就学前）の児童。
- (3) 原則年中無休（ただし、利用園児がいない場合は休園とすることができる。）
- (4) 保育時間等
 - ① 通常保育 7:30~20:00
 - ② 夜間保育 20:00~翌日7:30 月8回程度実施、保育士最低2名配置
 - ③ 延長保育 20:00~22:00
 - ④ 一時保育 7:30~20:00 月10回程度
- (5) 給食等朝食、昼食、夕食、乳児用ミルク及びおやつ等の給食を準備し提供すること。また、アレルギー対応食の実施と食育の充実を図ること。

5 運営管理体制

- (1) 児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（児童福祉施設最低基準）等の関係法令を遵守すること。
- (2) 認可外保育施設指導監督の指針等に基づいて、業務を実施すること。
- (3) 保育に従事する職員は、健全な心身を有している職員を配置すること。また、保育士の配置人数については、児童福祉施設最低基準を満たす人数を配置すること。
- (4) 豊富な知識と経験を有する者を総括責任者として専任配置し、責任体制を明確にするとともに、病院との連絡及び調整等を行うこと。

- (5) 保育士の欠員が生じることのないように、代替要員の確保等必要な措置を講ずること。
- (6) 保育時間帯における責任体制、連絡体制を明確にするなど、業務を円滑に進めるための体制を整えておくこと。
- (7) 保育に従事する職員に対して、保育知識や安全のための研修等を実施し、運営に必要な知識の習得に努めること。
- (8) 毎日、保育日誌等を作成し、適切な運営管理を心がけるとともに、毎月、事業報告書等により、運営状況を報告すること。なお、業務報告の手順、方法、その他の運営管理のための各報告については別に定める。
- (9) 保育園の運営に当たっては、保護者、利用者等と十分協議すること。

6 保健衛生

- (1) 事業者は児童福祉施設最低基準に準じ、乳幼児に年2回の健康診断を実施する。なお、本健康診断に要する経費は病院の負担とする。
- (2) 保育業務従事者の健康診断は事業者が行うものとし、それに要する経費は事業者の負担とする。

7 備品類の維持管理等

病院が貸与する備品類について、善良なる管理者の注意をもって管理すること。また保育に必要な全ての用具等は常に点検等を行うこと。

8 危機管理対応等

- (1) 事故等が発生しないように万全の対策を講ずること。また、事故が発生した場合には、速やかに報告すること。
- (2) 自然災害、人的災害、事故等に対し、あらかじめ対応マニュアル等を作成するとともに、消防法等に定められた避難訓練を適宜実施し、対応について万全を期すこと。
- (3) 賠償責任の有無にかかわらず、入園する児童が被った保育園内での事故又は保育に起因する事故等に対応した保険等に加入すること。

9 業務の第三者への委託

運営業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。

ただし、業務の一部について、あらかじめ書面で申請し、病院が承認した場合は、事業者の責任において、第三者に委託することができる。なお、第三者に業務の一部を委託した場合は、当該委託先との契約書との契約書の写しを提出すること。

10 情報管理

業務の履行により知り得た個人情報や一般に公開していない病院の情報等を外部に漏らし、又は他の目的に利用することないよう万全の措置を講ずること。

11 病院と運営事業者の主な役割分担

項目	病院	事業者
保育園の運営（従事者の採用、保育内容の調整と利用者へのサービス提供）		○
施設の維持管理（施設の保守点検、法定点検）	○	
〃（清掃等日常の施設管理）		○
一時的な災害への対応		○
利用案内等の作成		○
利用説明、利用手続き等		○
利用決定	○	
保育料等の計算及び徴収	○	
給食等の準備、提供		○
保護者会等の開催		○
保護者との調整（保育に関する要望や苦情への対応）		○

12 費用負担の区分

保育園運営管理業務に伴う費用等負担は次のとおりとする。

(1) 病院が負担する費用

- ① 必要な備品等の購入費
- ② 建物、設備、備品の修繕、保守等の維持管理費用
- ③ 乳幼児の健康管理に係る費用
- ④ 業務に必要な電気水道等の光熱水費

(2) 事業者が負担する費用

- ① 業務に従事する職員の健康管理に要する費用
- ② 業務に従事する職員の教育訓練に要する費用
- ③ 日常業務に必要な電話代や消耗品、保育材料、衛生用品等の購入費
- ④ 給食、おやつ等の費用及びそれに必要な食器及び備品等の購入費
- ⑤ 保育施設賠償責任保険料

(3) 上記以外の費用等の負担については、双方の協議によるものとする。

13 その他

- (1) 業務委託開始までの期間を院内保育園の運営の業務委託準備期間として、業務委託に向けて誠意を持って協力すること。
- (2) 担当業務、氏名等を記載した業務従事者名簿に、写真、業務に従事するために必要な資格を証する書類を添付して提出すること。なお、業務従事者に異動があった場合も同様とする。
- (3) この仕様書に記載されていない事項については、双方が誠意をもって協議して定めることとする。